

公益財団法人宮崎県スポーツ協会情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、定款第64条第2項の規定に基づき、本会の情報公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本会の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(情報公開の対象資料等)

第3条 本会において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定款
- (2) 役員等名簿（理事、監事、評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (6) 貸借対照表
- (7) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (8) 事業報告
- (9) 附属明細書
- (10) 監査報告書
- (11) 財産目録
- (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (13) 役員等に対する報酬等の支給基準
- (14) 特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠
- (15) 特定財産の取得・改良充当資金の明細
- (16) 寄附等による受入れ財産、資金の明細

2 前項第2号（役員等名簿）について、本会の評議員以外の者から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。

(閲覧場所・閲覧時期)

第4条 公開対象資料の閲覧場所は、本会の事務局とする。

2 閲覧の日は、本会の休日以外の日とし、閲覧の時間は本会の業務時間内とする。

(閲覧の申請手続)

第5条 公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

- 2 事務局の情報公開事務担当者は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付及び対応記録簿（第2号様式）に必要事項を記載しなければならない。
- 3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長があらかじめ指名した者が説明し、その経過を閲覧受付及び対応記録簿（第2号様式）に記載しなければならない。
- 4 前項の説明にあたっては、本会の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。ただし、謄写（法令において認められている場合）の場合は、実費負担とする。

(閲覧者の責務)

第7条 第3条に規定する資料を閲覧又は謄写（法令において謄写が認められている場合及び本会において特に認めた場合）した者は、これによって得た情報を本来の目的以外に利用してはならない。

(電磁的記録)

第8条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求等については、法令に定めるところによる。

(規程の変更等)

第9条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本会の情報公開に関し必要な事項は理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 令和2年3月 3日 一部改正
- 3 令和5年6月16日 一部改正
- 4 令和7年3月21日 一部改正

第1号様式

申請年月日 年 月 日

閲覧（謄写）申請書

公益財団法人宮崎県スポーツ協会理事長 殿

申請者住所 〒

氏名

電話

閲覧（謄写）の目的

閲覧資料

- (1) 定款
- (2) 役員等名簿（理事、監事、評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (6) 貸借対照表
- (7) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (8) 事業報告
- (9) 附属明細書
- (10) 監査報告書
- (11) 財産目録
- (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (13) 役員等に対する報酬等の支給基準
- (14) 特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠
- (15) 特定財産の取得・改良充当資金の明細
- (16) 寄附等による受入れ財産、資金の明細
- (17) その他

資料の名称等：

第2号様式 閲覧受付及び対応記録簿

[illegible]